

# 【新】農水産業の新規就業者経営安定緊急対策事業

担い手農地対策課 422,900千円  
【財源:国庫(重点交付金)】

## 事業の目的

物価高騰や資材費高騰の影響を受ける新規就業者に対して、資金の交付及び経営発展に向けた取組等を支援することで確実な経営安定を図る。

## 事業の概要

### (1) 事業内容

- ① 新規就業給付金事業（農業：上限50万円/人・年、漁業：定額10万円/人・年）  
物価や資材費高騰の影響を強く受ける農業研修生や新規就農者に対し、物価上昇分の資金を交付  
自営独立型漁業の経営を開始して5年以内で、漁業用資材等物価高騰の影響を受ける漁業者に対し、資金を交付
- ② 新規就農経営発展事業（補助率1/2以内、上限額1,500万円）  
物価高騰や資材費高騰の中でも経営開始時に掲げた所得目標を達成するなど、経営発展を目指す10年以内の新規就農者に対して、必要な施設・機械等の整備を支援

### (2) 事業の仕組み

① 県 補助 → 農業振興公社 補助 → 農業者等、県 補助 → 漁業者 ② 県、県 補助 → 農業者等

### (3) 成果指標

新規就農者の定着率 現状（令和6年）96.4% → 令和9年 98.5%  
経営発展に取り組む新規就農者の所得 令和9年 10%増加

## 事業の期間

令和7年度

# 【別紙】【新】農水産業の新規就業者経営安定緊急対策事業

## ① 新規就業給付金事業(定額)

ア) 新規就農者（農業：上限50万円/人・年）  
農業研修生や新規就農者に対し、資材等物価  
上昇分の資金を交付

※ 国の新規就農者育成総合対策  
就農準備資金・経営開始資金関連  
事業の活用が必要



イ) 新規就業者（漁業：定額10万円/人・年）  
自営独立型漁業の経営を開始して5年以内の  
65歳未満の漁業者に対し、資材等物価上昇分の  
資金を交付



## ② 新規就農経営発展事業（1/2以内、上限額1,500万円）

物価高騰や資材費高騰の中でも経営開始時に掲げた所得目標を達成するなど、経営発展を目指す10年以内の新規就農者に対して、経営発展に必要な施設・機械等の整備を支援

※ 新規就農時は、国の新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業等国事業を活用し、かつ国事業と重複しない経費が対象



経営発展のイメージ